

第83回基本方針策定タスク 議事録 (案)

1. 日 時：2024年9月9日(月) 13時30分～15時40分
2. 場 所：一般社団法人 日本電気協会 4階 A, B会議室 (Web会議併用)
3. 出席者：(順不同, 敬称略)
出席委員：齊藤主査(原子力規格委員会幹事/東京大学),
阿部(原子力規格委員会委員長/東京大学),
吉田(原子力規格委員会副委員長/日本原子力発電),
波木井(東京電力 HD), 山田(構造分科会幹事/中部電力),
鶴田(原子燃料分科会幹事/東京電力 HD), 三浦(品質保証分科会幹事/中部電力),
永田(運転・保守分科会幹事/日本原子力発電),
野元(耐震設計分科会幹事/日本原燃), 奥村(日本電気協会) (計10名)
代理出席者：なし (計0名)
欠席委員：沼田(安全設計分科会幹事/関西電力),
大浦(放射線管理分科会幹事/日本原子力発電) (計2名)
オブザーバ：なし (計0名)
説明者：なし (計0名)
事務局：高柳, 中山, 川口, 浅見, 景浦, 美濃, 上野, 原, 梅津, 田邊(日本電気協会)
(計10名)
4. 配付資料
資料 No.83-1 原子力規格委員 基本方針策定タスク 委員名簿 2024年09月09日現在
資料 No.83-2 第82回基本方針策定タスク 議事録 (案)
資料 No.83-3 原子力規格委員会規約類 (規約, 細則, 活動の基本方針) の改定について (案)
資料 No.83-3-1参考 原子力規格委員会規約/運営規約細則 (抜粋)
資料 No.83-4-1 第9回日本電気協会 原子力規格委員会シンポジウムプログラム
ー原子力発電所60年超運転に向けての規格整備ー
資料 No.83-4-2-1 民間規格の技術評価の実施に係る計画 (令和6, 7年度)
資料 No.83-4-2-2 原子炉構造材の監視試験方法及び破壊靱性の確認試験方法に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する検討チームにおいて議論する内容について
資料 No.83-4-2-3 JEAC4201 追補版/JEAC4206 追補版 技術評価実施状況について
資料 No.83-4-3 2024年度各分科会活動報告

5. 議 事

事務局より、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触するおそれのある活動を行わないことを確認した。また、今回のタスク会議は、Web 会議併用で進めることを説明し、議事が進められた。

次回基本方針策定タスクを 2024年12月18日(水)午前中、事前説明については 2024年11月13日(水)午前中を予定しており、各委員のスケジュール確保をお願いするとの話があった。

(1) 配付資料確認, 定足数確認

事務局より、資料について事前送付しているとの説明があった。出席委員は、現時点で10名となっており、タスクグループ規約第9条(決議)より、決議に必要な条件(委員総数の3分の2(8名)以上の出席)を満たしていることを確認した。

(2) 前回議事録の確認

事務局より、資料 No.83-2 の前回議事録の紹介があり、正式議事録とすることについて、会議を通して意見がなければ承認することになった。最終的には会議終了時に特にコメントはなく正式議事録とすることで承認された。

(3) 審議事項

1) 規約類（運営規約、規約細則、活動の基本方針）の改定について（議論）

事務局及び斉藤主査より、資料 No.83-3-1 及び資料 No.83-3-1-参考に基づき、規約類（運営規約、規約細則、活動の基本方針）のうち、審議フローの改定案について説明があった。

審議フロー改定案については概ねご理解をいただき、今回のタスクの合意事項としてこのフローをベースに規約と細則を作り込んでいくこととした。

また、活動の基本方針の改定の要否確認について、各分科会に意見募集を行う旨周知した。

(主なご意見・コメント)

- ・ 資料 No.83-3-1 の 7 頁の審議フローの中で、反対票対応（上の網掛部）で投票締切後も継続は出来るという部分と、可決後の意見対応（下の網掛部）で投票締切前から実施できるという部分があるが、この投票というのはどの投票を指すことになるのか。
- 事務局だが、どちらも冒頭の書面投票になると考えている。
- 投票締切前後でも意見対応はできるということを示しているだけで、審議フローには直接影響しないと考える
- この運用は規約にも記載されている。
- ・ フローでは可決後に意見対応となっているので少し違和感はあるが、書面投票で可決され、公衆審査に至る道筋をこのフローでは示しており、意見対応については可決の前に実施する形に実際にはなると考える。
- ・ 時系列が合っていないところはあるが、書かれている対応内容については間違っていない。
- ・ フローの書き方で、普通は Yes の場合下に、No の場合は横に行くように書くので、そこは修正をしていただきたい。
- ・ 気になったのがフローの一番上、①で再審議ということになると、再審議での決議があり、そこから書面投票に入る。②で再投票ということになったら、決議は関係なく直ぐに書面投票に入る。そうすると①の方は原子力規格委員会の数が 1 回増えるのか。
- 事務局だが、再審議となった場合には、原子力規格委員会の開催を伴うと理解している。
- ・ ということは、②の方が楽であるということか。
- 事務局だが、規約では最初の書面投票の中で反対意見が出て、反対が取り下げられた時のみ対応出来ることになっているので、再審議か、再投票かの判断で再投票の判断がなされた場合には、原子力規格委員会の開催なしに再投票となる。この再審議か再投票かの判断と、再投票時の投票方式の判断については 3 役ということになる。
- ・ 反対意見については取り下げられなかった反対意見と、取り下げられた反対意見の 2 種類があり、このフローでは混合して入っている。一番下の赤の判定は反対意見が取り下げられた場合に再投票に入るということだと考えるので※3 は取り下げられた反対意見と書いた方が良いかと考える。
- ・ 最初の投票で反対があった場合、それを変える訳ではないので、再投票か、再審議か、強行採決するのは 3 役が決めるのか、原子力規格委員会を開催して決めるのかということであると考える。
- ・ 今回明確となったのは、再審議の扱いで 3 号を使用した場合には決議条件となる 1 号または 3 号のどちらを選択するかについて委員長、三役が判断するというので、再投票の②の扱いについてはかなり明確になっていると考える。その後反対意見の対応で、編集上の修正を超える時には、再審議または再投票となるということ、明確化されていると考える。
- ・ 決議条件の判断は、委員長、三役の恣意的なものになることがあり得るが、レアケースであり三役でどちらを取るか判断せざるを得ないと考えている。

- ・フローにおいて、反対票が取り下げされなかった場合と賛成票が必要数に満たなかった場合の2つの否決のパターンがあるが、フローだとこれらの否決が意見対応に繋がらないため、最初にご指摘があった可決後に意見対応となっているところに違和感が出てくる。
- ・意見対応の部分は可決された議案に対して、出された意見について対応することを言っていると考えられるため、先程の否決で止まっているという部分については、それで良いと考える。
- ・事務局だが、フローチャートを見ていると、物事はシーケンシャルに繋がっていかないとまずいと考える。①に戻る②に戻る等あるが、書面投票の結果で可決された、否決された場合にどうするのかというのは、フローにおいてケースバイケースで分けて行き来しているので何を言っているのかよく分からない。書面投票結果に対してどう対応するかということなので、それについては真直ぐに進み、この場合にはこうするというように記載した方が良いと思う。
- ・概ねはこのフローで良いと考える、これに基づいて規約及び細則に書いていくということであると考える。後はこのフローを基に規約に書き込むのか、規約の文書の完成度を高めるのかということであるが、文書だけでは限界があるので、フローを読み込む方が良いかと考える。
- ・元々は文書だけでは分かりにくいので、フローチャート化しようということではじめているので、ここから文章を作っていくのがよい。既に規約があるのでそれを1つの項目ごとにブロック化し、それをタイルとして並べてフローに当てはめていくのが良いかと考える。
- ・フローをベースに文章をきちんと考える方向で進めたいと思う。
- ・フローではないが重要なポイントで、資料 No.83-3-1 の4頁で④の、細則と思うが反対意見付き反対については取り下げはできるが、賛成や保留への変更は認められていない点について、これについては変更は認めても良いと考えている。
- ・取り下げについて投票数をカウントする上ではどうなるのか。
- 事務局だが、現状賛成票としてはカウントしていない。(母数にはカウントする。) 保留票の意見対応は実施するが、書面投票としての賛成、保留、反対の数は変更していない。
- ・オープンになってないところで投票内容を変えるのは好ましくないため、現状は今のまま(変更不可)とする。投票内容の変更は票の分布にも影響するため慎重に検討する。
- ・投票については機械学会のようにオンラインで意見対応の内容を公開しながら投票出来るようにした方が良いかと考える。
- オンライン投票は以前も検討したことがあるが、諸課題があり実施されないまま今に至っている。タスクの将来的な検討課題として入れておいてもよいと考える。

(4) 報告事項

1) 第9回原子力規格委員会シンポジウムの結果報告(概略)について

事務局より、資料 No.83-4-1 に基づき、第9回原子力規格委員会シンポジウムの結果報告(概略)について報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・今回は時期的に良いシンポジウムであったと考えるが、出席者・参加者の質問を受ける時間が取れなかったのは反省点と考えている。今後は意見の収集方法を検討していくのも良いと考える。
- ・成功したシンポジウムであったと考える。オンラインで我々が講義をするようになった時に、発言するにはかなりポテンシャル(障壁)があるので、質問をチャットでと言ったら質問がかなり来たような事例がある。そういう形で意見募集をする形式もあった方がよかったように思った。
- ・講演側の時間的余裕がもう少し欲しいと思った。
- ・アンケート結果の報告はどこまでこれまで実施していたか。原子力規格委員会まで上げていたか、基本方針策定タスクでの報告で終わっていたか。次回のタスクではアンケートの結果をまとめて報告していただきたい。
- 事務局だが、確認し、対応する。
- ・今回は良いタイミングであったと思うが、次回シンポジウムをどのタイミングで、どのテーマについて実施するかについて戦略的に進めていく方が良いと考える。
- それについては、今後原子力規制庁とのやり取りの中で決めていきたいと考える。

2) 原子炉構造材の監視試験方法に関する規格の技術評価対応状況報告

事務局より、資料 No.83-4-2 シリーズに基づき、原子炉構造材の監視試験方法に関する規格の技術評価対応状況について報告があった。

(主なご意見・コメント)

特になし。

3) 2024 年度第 2 四半期各分科会活動報告

各分科会幹事及び事務局より、資料 No.83-3 に基づき、2024 年度第 2 四半期各分科会活動について報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・ 資料 No.83-4-3 の 8 頁の耐震設計分科会、3 次元免震技術の適用性について、高速炉に特化せず、原子力施設全般への適用を議論していくことの確認を行ったという所で、高速炉に特化せずというのは、軽水炉にもこの技術が使用できるということなのか。
→ その通りであり、3 次元免振技術については軽水炉にも適用できる技術であるということである。
- ・ JEAC4111 関係で原子力規制庁は報告書の内容を承知しているので、技術評価に関係しない規格の話を書く立場にないというスタンスであると思う。聞くつもりがないというのであれば無理強いは出来ない。
→ 品質保証分科会としては、公開している報告書に記載しているとおり、講習会等で報告書の内容を説明することを粛々としていくスタンスである。
- ・ 講習会に原子力規制庁から参加された方はどの程度か。是非視聴いただくべきである。
→ 事務局だが、昨年は 5 名招待しましたが、確実に視聴頂いた方は 2 名でした。今年はこれから確認します。
- ・ JEAC4111 は ISO と GSR-Part2 を取り込んでいるが、そちらの改定はいつごろか。
品質保証分科会常時参加者の原子力規制庁職員の情報によると、GSR-Part2 のガイドについて、来年の 4 月にコメント収集と聞いており、最終のリリースは更に先と聞いている。これは GSR-Part2 の運用ガイドで DS513 というものであるが、当初の予定からは、かなり遅れている。JEAC4111 の次回の改定については、早ければ 2026 になるが、内容は取り込まなければならない。
- ・ 前回の JEAC4111-2021 では品管規則の改定よりも遅れてしまったためこちらが合わせる形を取らざるを得なかった。先手を打つという訳ではないが、今、整備していると聞いている技術資料について、逐次公開することとして、それらをまとめた形で JEAC4111 を改定するということとは出来ないか。
→ 現状、整備している技術資料は、JEAC4111-2021 に対するものだが、外部に対して、分科会の活動を逐次発信することは良いことと考える。JEAC4111 の次回改定に関しては、NRA 常時参加者などとも情報交換し調整して進めるよう対応する。
- ・ 講習会は 2 ヶ月視聴できるが、そのライブ配信は 1 日だけなのか。
→ 事務局だがライブ配信は 12 月 10 日の 1 日のみだが、都合が合わない方もいることから、その後に見逃し配信のような形で、最終日の 12 月 27 日まで配信する。このライブ配信については、総括として、HP に掲載している報告書の内容についても言及することから、受講生に必ず聞いていただきたいと考えており、今回の講習会では、受講証明書の発行条件とする方向で検討している。

(5) その他

倫理教育の実施が必要なため、状況確認の上対応する。

以 上